

施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入居している高齢者に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●自己負担のめやす(1日)

要介護1	571円
要介護2	641円
要介護3	711円
要介護4	780円
要介護5	851円



介護サービス(施設サービス)

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行い、事業者と契約します。

※要支援の人は、施設サービスは利用できません。

★自己負担が変わりました

生活全般の介護が必要

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)



寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所します。食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

リハビリを受けたい

介護老人保健施設(老人保健施設)



病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、家庭への復帰を支援します。

病院での長期的な療養が必要

介護療養型医療施設(療養病床等)



急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関です。医療、看護、介護、リハビリテーションなどが受けられます。

※平成24年3月末までに介護療養型老人保健施設等に転換される予定です。

短期間施設に入所して利用するサービス ※連続した利用が30日を超えた場合、31日目から全額自己負担となります。

短期入所生活介護(ショートステイ)

福祉施設に短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。



●自己負担のめやす(1日)

〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型(準)個室
要介護1	621円	703円	721円
要介護2	692円	774円	792円
要介護3	762円	844円	862円
要介護4	833円	915円	933円
要介護5	903円	985円	993円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。

短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。



●自己負担のめやす(1日)

〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型(準)個室
要介護1	746円	845円	848円
要介護2	795円	894円	897円
要介護3	848円	947円	950円
要介護4	902円	1,001円	1,004円
要介護5	955円	1,054円	1,057円

※食費、滞在費、日常生活費は別途負担します。

施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合の負担額は、サービス費用の1割、居住費、食費、日常生活費が自己負担となります。



低所得の人が施設を利用した場合の居住費・食費の負担限度額

低所得の人の施設利用が困難とならないように、申請により居住費・食費は下表の負担限度額までの自己負担となります。超えた分は介護保険から給付されます(特定入所者介護サービス費)。

●負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	820円	490円	490円(420円)	320円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の人	1,640円	1,310円	1,310円(820円)	320円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。